

平成 25 年 11 月 1 日

蕨・戸田市内医療機関等代表者 様

蕨市長 頼 高 英 雄

(公印省略)

蕨市のこども医療費及びひとり親家庭等医療費助成制度の請求方法の変更及びそれに伴う改正について (ご案内)

平素から蕨市福祉医療制度の円滑な実施につきまして、格別なご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、すでに蕨市重度心身障害者医療制度において平成 25 年 4 月 1 日より実施しております埼玉県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金埼玉支部への医療費支払の事務委託 (公費負担医療制度) 及びそれに伴う改正を下記のとおり、平成 26 年 1 月 1 日診療分より実施しますのでお知らせいたします。

記

(改正内容)

①埼玉県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金埼玉支部への医療費支払の事務委託

(対象医療制度)

■蕨市こども医療費支給制度

■蕨市ひとり親家庭等医療費助成制度

(蕨市重度心身障害者医療制度は平成 25 年 4 月より実施済みです)

(対象医療機関)

蕨市・戸田市内の医科、歯科、保険薬局、訪問看護ステーション。

※柔道整復、はり、きゅうマッサージなどは対象外です。

※協定書は医師会・歯科医師会・薬剤師会の各会長 と締結します。未加入医療機関につきましては個別に締結させていただきますので、お手数ですが 12 月 13 日 (金) までに児童福祉課までご連絡ください。協定書を送付いたします。

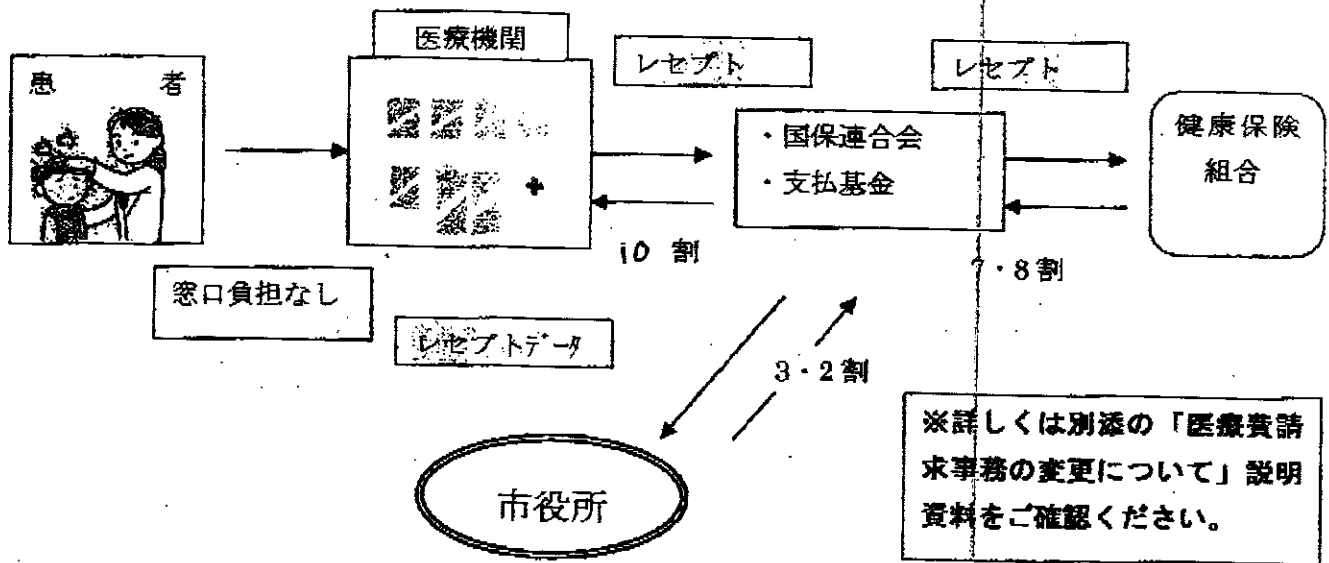
(実施時期)

平成 26 年 1 月 1 日診療分より

	公費負担者番号
こども医療費	81.11.023.1
ひとり親家庭等	83.11.023.9

○改正後の事務処理の流れ（現物給付）

※公費併用レセプト



②受給者証の様式変更(カード化・公費負担者番号の付与)

(対象医療制度)

- 蕨市こども医療費支給制度
- 蕨市ひとり親家庭等医療費助成制度

受給資格証に新たに公費負担者番号を付与することに伴いカード化した新しい様式の受給資格証を対象者あてに平成25年12月より順次発送する予定です。

有効期間 平成25年1月1日 から 平成26年3月31日 まで	
受給資格証番号	1234567
こども氏名	藤 花子
生年月日	平成20年4月30日 性別 女
受給資格者氏名	藤 太郎
住所	蕨市中央8丁目14番15号
公費負担者番号	81110231
蕨市長 公印	

こども医療受給資格証

有効期間 平成26年 1月1日 から 平成26年12月31日 まで	
受給資格証番号	1234567
受給者氏名	藤 二郎
生年月日	平成9年 8月7日 性別 男
申請者氏名	藤 花子
住所	蕨市中央1丁目2番3号
公費負担者番号	83110239
蕨市長 公印	

ひとり親家庭等医療費受給者証

名称が「蕨市医療費受給者証」
に変わりました！

③窓口払い廃止(現物給付)及び一部負担金の廃止

現在償還払いで助成している蕨市ひとり親家庭等医療費について受給者の経済的負担の軽減と利便性の向上のため、現行の一部負担金(通院 月 1,000 円 入院 1日 1,200 円 非課税者免除)及び窓口払いを廃止いたします。

(対象医療制度)

■蕨市ひとり親家庭等医療費助成制度

(対象医療機関)

蕨市・戸田市内の内科、歯科、保険薬局、訪問看護ステーション。

※柔道整復、はり、きゅうマッサージなどは従来どおり償還方式で助成します。

(実施時期)

平成 26 年 1 月 1 日診療分より実施。

(送付資料)

■医療費請求事務の変更について

■蕨市医療費助成事業に係るレセプト記載事例

(社会保険診療報酬支払基金作成)

(問合せ先)

蕨市役所児童福祉課児童福祉係

電話：048-433-7757 (直通)

大山・赤川(こども医療)・鈴木(ひとり親家庭等医療)

平成26年1月1日施行

蕨 市



医療費請求事務の変更について

こども医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成制度

★お問合せ先★

(医療費支給制度全般について)

蕨市児童福祉課児童福祉係 048-433-7757 (直通)

(公費負担医療費の請求事務・レセプトの記載、訂正、返戻等について)

社会保険診療報酬支払基金埼玉支部 048-882-6631 (代表)
埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2901 (直通)

＜目次＞

事業概要について	3
【1】 支払事務の社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への委託の目的	
【2】 委託後の制度内容について	
【3】 対象医療機関	
【4】 医療費請求事務の証明手数料について	
【5】 受給資格証について（平成25年12月に対象者あてに送付）	
公費負担医療制度の導入について	
【1】 公費負担医療制度による請求方法について	4
【2】 レセプトについて	4
【3】 公費負担医療制度の番号	4
【4】 公費負担医療の優先順位	4
【5】 蕨市福祉医療制度間の優先順位	4
【6】 受給資格の確認	4
【7】 導入時期	5
【8】 受給資格証の取り扱い	5
1) 受給資格証を忘れて受診した場合	
2) 受給資格喪失の確認	
3) 受給資格証の重複所持	
【9】 食事療養標準負担額	5
【10】 高額療養費	5
【11】 第三者行為	5
平成25年12月31日までの診療分における請求事務手続き	6

事業概要について

【1】支払事務の社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への委託の目的
 蔵市の医療費助成制度における受診及び請求手続きを簡略化し、受給資格者と医療関係機関の手続きにかかる負担を軽減するものです。

【2】委託後の制度内容について

- ・ 子ども医療費助成制度・・・制度内容に変更はございません。
- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度・・・現行の一部負担金（通院 月1,000円 入院 1日1,200円 非課税者免除）及び窓口払いを廃止いたします。

【3】対象医療機関

蔵市内の、医科、歯科、保険薬局、訪問看護ステーション

※柔道整復、鍼灸マッサージなどは、別方式となります。

※協定書は医師会・歯科医師会・薬剤師会の各会長と締結します。未加入医療機関につきまして個別に締結させていただく予定です。

【4】医療費請求事務の証明手数料について

証明手数料の支払につきましては、平成25年12月診療分までが支給対象となります。

【5】受給資格証について（平成25年12月に対象者あてに送付）

平成26年1月診療分からは、従来の受給資格証と区別できるよう子ども医療費・ひとり親家庭等医療費とも受給資格証はすべてカード型（1人1枚）になります。

- ・ 子ども医療費助成制度・・・公費負担者番号（8桁）が追加され、受給資格証番号は全員変更になります。
- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度・・・公費負担者番号（8桁）を追加し、受給者番号の変更はございません。

子ども医療費		
	改正前	改正後（H26.1～）
窓口払い（蔵戸田市内）	なし	なし
受給資格証番号	7ケタ	変更あり（7ケタ）
受給資格証	パスポートサイズ（1人1枚）	カードサイズ（1人1枚）
証明手数料	1件 100円	なし

ひとり親家庭等医療費		
	改正前	改正後（H26.1～）
窓口払い（蔵戸田市内）	あり	なし
自己負担金	あり（課税者）	廃止
受給資格証番号	7ケタ	変更なし
受給資格証	二つ折タイプ（世帯1枚）	カードサイズ（1人1枚）
証明手数料	1件 100円	なし

公費負担医療制度の導入について

【1】公費負担医療制度による請求方法について

小児慢性特定疾患、特定疾患などのように、それぞれの医療費助成制度に設定された公費負担者番号と、患者個別の受給資格者番号をレセプトに記載して、国保連合会または支払基金に医療費を請求し、その支払いを受ける方法です。

【2】レセプトについて

公費併用レセプトとして使用

①一般レセプト

医療機関から保険者に、各健康保険法に規定された医療費の保険者負担分を請求する、診療報酬の明細書。

②公費併用レセプト

各健康保険法に規定された医療費の患者一部負担金を、保険者負担分と併せて請求するため、公費負担者番号と受給資格証番号（受給者番号）を記載した、診療報酬の明細書。

【3】公費負担医療制度の番号

	公費負担者番号	受給資格者番号
生活保護	81. 11. 023 .1	数字6桁+検証番号1桁
ひとり親家庭等医療費	83. 11. 023 .9	数字6桁+検証番号1桁

法別番号、都道府県番号、実施機関番号、検証番号

【4】公費負担医療の優先順位

公費負担医療には、国における制度で公費負担者番号を持つ制度が20以上あります。市町村の単独公費医療よりも、国や県の公費医療制度が優先されます。

市町村公費は、最終的に患者が負担する、各健康保険法で規定された一部負担金を助成対象の基本としています。

【5】療育福祉医療制度間の優先順位

生活保護 > 重度心身障害者医療費 > こども医療費 > ひとり親家庭等医療費

【6】受給資格の確認

【保険証との突き合わせ確認】 国保・社保等の保険証とこども医療・ひとり親家庭等医療の受給資格証との照合を行い、氏名や生年月日等により同一人物であることを確認します。

【資格発行者の確認】 受給資格証を提示された際、公費負担者番号と資格発行者を確認します。

【有効期間の確認】 診療等を受けようとする日が、受給資格証に記載の有効期間内であることを確認します。

【7】導入時期

平成26年1月1日診療分から。

【8】受給資格証の取り扱い

(1) 受給資格証を忘れて受診した場合

国などの公費負担医療の一般的な取り扱いに準じます。

- ① 医療機関で医療費を徴収します。
- ② 診療月内に患者が受給資格証を持参し、資格が確認できた場合は、医療機関の窓口から患者に返金します。
- ③ 診療月の翌月以降に患者が受給資格証を持参した場合は、医療機関の窓口で返金せず、患者に窓口で「蕨市こども医療費支給申請書」又は「ひとり親家庭等医療費支給申請書」を記載、提出してもらい、医療機関で証明後に、蕨市役所へ提出していただきます。後日蕨市より患者に対し助成金を支払います。(現在の償還払いと同様)

(2) 受給資格喪失の確認

<事例>

同一診療月のなかで、4月10日に受給資格証を持参して受診、4月15日に資格喪失したものの、患者が蕨市に有効期限未到来の受給資格証を返還せず、また、患者が医療機関の窓口で資格喪失の申し出をせずに4月23日に受診した場合。

⇒ 患者が資格喪失の申し出をせずに受診したり、資格喪失をしているにもかかわらず、有効期限未到来の受給資格証を提示して受診した場合、医療機関では資格喪失を確認することができないため、公費扱いの請求をせざるを得ません。

この場合の過誤調整は蕨市と患者との間でおこないます。

(3) 受給資格証の重複所持

受給資格者の状況が変化するため、該当者から医療費助成制度の変更申請があっても、資格喪失した受給資格証の返還が行われず、間違えて患者が変更前の受給資格証の提示をしてしまう場合があります。

受給資格証を重複所持していても、資格そのものは3医療のうちのいずれか1制度となりますが、医療機関では資格確認ができませんので、公費扱いで請求していただき、過誤調整は蕨市と患者との間でおこないます。

【9】食事療養標準負担額

食事療養費		
こども医療費	助成対象です。	レセプトの公費欄に、患者請求額全額を記載願います。
ひとり親家庭等医療費	助成対象ではありません。	

【10】高額療養費

国保連合会、支払基金、保険者、蕨市で調整しますので、各健康保険法の規定による一部負担金の額を請求願います。

※他の公費負担医療がある場合は、他法優先から、他の公費負担分を除いて請求願います。

【11】第三者行為

保険者において保険診療が認められた場合でも、3医療の助成制度は適用できませんので、医療費の徴収をお願いします。

ただし、加害者が不明などの場合は、蕨市児童福祉課へご連絡ください。

平成 25 年 12 月 31 日までの診療分における請求事務手続き

平成 25 年 12 月末までの診療分の請求が平成 26 年 1 月以降行われる場合
→公費負担医療制度（公費併用レセプト請求）の対象外です。

	1月	2月	3月
25年 12月 診療 分	① こども・ひとり親家庭等医療費の請求		
	② 医療費振込日	平成25年12月 診療分	
	③ 証明手数料振込日		12・1月 送付分

※平成25年12月末までの診療分の請求を平成26年1月以降した場合

- 請求方法・・・従来どおり、証明手数料請求書、医療費請求書を使用。
- 請求先・・・従来どおり、蕨市役所児童福祉課へ請求

※証明手数料請求書、医療費請求書、返信用封筒がお手元がない場合は、児童福祉課へご連絡ください。